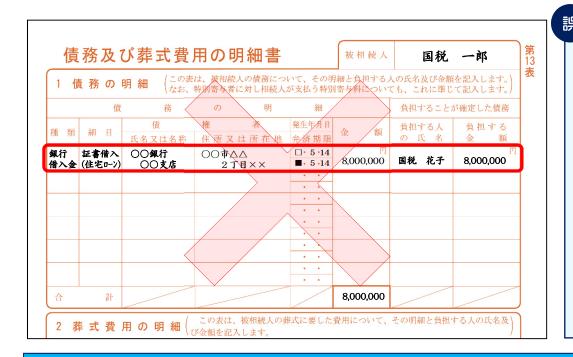
## 【誤りやすい事例 ® - 申告書第 13 表関係 - 】 団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローン

私(国税花子)は、夫(国税一郎)の死亡に伴い、夫の財産(土地・建物)を相続しました。 自宅である土地・建物は5年前に購入したもので、住宅ローンの残高は相続開始日現在で 800万円ありました。

なお、住宅ローンの残高は、団体信用生命保険契約により、後日、返済が免除されました。



第13表の債務の明細に、相続開始日現在の住宅ローン残高800万円を記入しました。

## 正しい取扱いは、下記のとおりです。



正 団体信用生命保険契約 により返済が免除される 住宅ローンは、相続人が 支払う必要のない債務で すので、第13表には記入 しません。

## 〇 相続財産の価額から差し引くことができる債務

相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実と認められるものです(借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。)。

なお、団体信用生命保険契約に基づき返済が免除される住宅ローンは、**被相続人の死亡により支払われる保険金によって補てんされることが確実であって、相続人が支払う必要のない債務ですので、相続税の課税価格の計算上、債務として差し引くことはできません。**